

『工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争 排除・制限行為の禁止に関する規定（意見募集稿） に関する説明』

2014年6月11日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定 (意見募集稿)」の起草に関する説明

「工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定(意見募集稿)」(以下「規定」という。)の起草作業について、以下のとおり簡単に説明する。

一. 「規定」を制定する必要性

我が国「独占禁止法」第55条には、「事業者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為にはこの法律を適用しないが、知的財産権を濫用して、競争を排除・制限する行為にはこの法律を適用する。」と規定されている。この条文では、知的財産権法に準拠した知的財産権利者の権利行使の正当性を否定しないが、競争の排除・制限の結果につながる知的財産権濫用行為に対しては必要な規制をするという我が国の知的財産権分野における独占禁止法実施の基本的態度を示している。当該規定は非常に原則的なものであり、実務の中にある知的財産権濫用による競争排除・制限の容疑がかかる行為を規制することが必要であることから、関連規程又はガイドラインを制定することにより、正当な権利行使行為と競争の排除・制限につながる濫用行為との境界を明確にし、独占禁止法の執行の実務への指導性をより一層整え、事業者自らの経営活動に対する予見性を高めなければならない。

二. 「規定」を起草する過程

工商総局は、2012年末に「知的財産権分野における独占禁止法執行に関するガイドライン(意見募集稿)」(以下「ガイドライン(意見募集稿)」という。)の検討・制定作業と同時に、「規定」の起草作業を開始した。工商総局は、その前の2009年に課題検討チームを立ち上げ、「ガイドライン(募集意見稿)」の検討制定作業に取り組み、主に三つの面で作業を進めた。一つ目には、海外の競争法執行機関による実務及び関連のガイドライン、規程の資料や文献を収集、整理して、知的財産権分野での独占禁止法執行の基本的な立場や行為の類型、分析の手法、主な執行対象等の問題を体系的に研究すると同時に、これらの国や地域の法執行機関における共通認識及び一部の問題に対する違う見方について比較研究し、集約して総括すること。二つ目には、北京、天津、上海、重慶、遼寧、江蘇、浙江、福建、湖北、広東、四川、甘肅の12省・市において、知的財産権集約型業界・企業の訪問、アンケート配布、専門家を交えた座談会の開催、行政司法部門からの意見の聴取等の方式により、調査研究を行い、我が国の現段階の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の全体の様子や行為パターン、企業の対応策等を調べて把握すること。三つ目には、「ガイドライン(意見募集稿)」を立案し、広く意見を聴取すること。書面による意見募集のほか、6回の座談会やシンポジウムを開催した。工商系統、国务院の関係部門、専門家・学者及び各種の企業、そして、海外の競争法執行機関から多くのアドバイスを得て、これらの意見を体系的に整理し、検討を行った。

「ガイドライン(意見募集稿)」を制定する過程において、我が国での知的財産権濫用による競争排除・制限に関する問題の現状について全体像を次第に把握できた。知的財産権分野での独占禁止法の実施は、理論の面ではホットイシューでありながら、

各国や地域の独占禁止法実施の面でも重要で複雑、敏感な問題であると認識している。独占禁止法が実施されて間もない我が国では、知的財産権分野における独占禁止法の実施経験が乏しい。この際に、中国の実態に合致し、内容が包括的で、体系が整備された知的財産権分野の独占禁止法執行ガイドラインを打ち出すには時期尚早であり、実務面での積み上げが必要である。

実際に存在している知的財産権濫用による競争排除・制限の容疑がかかる行為を考慮すると、これを規制することが必要であった。工商総局では、「ガイドライン」の制定を基に、職責を踏まえて、知的財産権濫用による競争の排除・制限行為を規制する「規定」の制定作業を開始した。

工商総局は2013年3月から相次いで、「規定」の初稿について2回の書面による意見募集を行い、シンポジウムや座談会を5回開催し、全国の省級と副省級都市の工商局、独占禁止・知的財産権事業と関わりがある国務院12部門（全人代常務委員会、最高人民法院、法制弁公室、発改委、商務部、工信部、知識産権局等）、国内外の知識集約型企業19社（中国電信、華為、クアルコム、サムスン等）、海外の競争法執行機関（米国商会、アメリカ法曹協会等の外資系商会・機関、EU競争総局、米国司法省と連邦取引委員会、カナダ競争局等）、そして国内の競争法関係の専門家・学者が参加した。意見募集を行って以来、300余点の意見とアドバイスを得た。各界からの意見とアドバイスについて、工商総局は体系的な整理、検討を行い、「規定」の内容を修正し、充実させた。

三、「規定」の主な内容

（一）この規定を制定する目的（競争を守り、イノベーションを奨励し、事業者の知的財産権濫用による競争排除・制限行為を制止するため）と根拠（「独占禁止法」に基づき）を明確にした。また、関連の概念については、必要な解釈を行った。

一つ目には、事業者から広く注目を集めている独占禁止法と知的財産権の保護との関係を明確にしたこと。独占禁止法と知的財産権の保護とは、イノベーションと競争の促進、効率の向上、消費者利益及び社会公共利益の擁護という共通の目標を持っている。

二つ目には、工商総局で受け持つ独占禁止の機能に基づき、この規定に言う知的財産権濫用による競争排除・制限行為とは、「独占禁止法」及びその他の知的財産権に関する法律、行政法規の規定に違反した事業者の知的財産権行使、独占的協定の実施、支配的市場地位の濫用等の独占的行為をいう、と明確に定義したこと。

三つ目には、この規定に言う関連市場は、「独占禁止法」及び「関連市場の定義に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン」に基づいて定義され、かつ、知的財産権、イノベーション等要素の影響が勘案されるものであると明確にしたこと。

（二）事業者は知的財産権行使の過程において独占的協定を結ぶことが禁止されている。全体として、事業者が知的財産権行使の過程において独占的協定を結ぶことを禁じるとともに、セーフハーバーのルールを定めた。セーフハーバーを定めると、競争にとって明らかに不利な影響をもたらす権利行使行為の取締りに有利であり、知的財産権利者が自らの関連市場での市場力等の要素により該当行為の独占禁止法上の結果を判断するのに有利であり、事業者が、競争にとって明らかに不利な影響をもたらす権利行使行為を避け、次第に適正な競争へと歩き出すよう導くことになる。

（三）市場支配的地位を有する事業者は、知的財産権行使の過程において市場支配的地位を濫用して、競争の排除・制限をすることが禁止されている。

独占禁止法の執行において、執行機関では、知的財産権を他の財産権と同様に取り扱い、市場支配的地位は、「独占禁止法」第十八条及び第十九条の規定により認定・推定されることを明確にした。事業者が知的財産権を持っていることが、市場支配的地位の認定要因の一つとなり得るが、事業者が知的財産権を有していることだけによっては、関連市場に市場支配的地位を有するとは推定されない。また、知的財産権の実施許諾の拒絶や、取引制限、抱き合わせ販売、不合理な制限条件の付帯、差別的な扱い等、実務ではよく見られる具体的な濫用行為を幾つか規定した。そのうち、市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、知的財産権の実施許諾を拒絶することを禁じる規定は、非常に敏感な問題であり、各界から意見やアドバイスを得た。これを留保するが、その構成要件を明確にするという主張が圧倒的多数の意見で、削除するとの主張もあった。慎重に検討を重ねた結果、中国独占禁止法及び中国市場の実状に基づいて、これに関する規定を留保したが、独占禁止法上の市場支配的地位を有する事業者が正当な理由がなく取引を拒絶することに関する条項を限縮的に定めて、「知的財産権が生産経営活動の必須構成となっている」という唯一の状態に限定することとした。適用条件を厳格に限定することで、イノベーションを奨励することと競争を守ることとのバランスを図った。

(四) 4つの特定パターンの知的財産権行使行為（パテントプール、標準の制定と実施における特許権行使行為、著作権の集団管理組織、知的財産権侵害警告書をむやみに出すこと）が関連独占行為に当たるかどうかを規定した。これらの行為が、個別又は同時に独占的協定、支配的市場地位の濫用となり得るが、主に後者の方に関する。

(五) 工商機関の知的財産権分野における独占禁止法執行の分析の原則と枠組みを規定した。知的財産権濫用による競争排除・制限行為の分析・認定に当たり、工商機関は、知的財産権の特殊性を考慮した上で、独占行為の分析・認定の基本的な手順にしたがう。事業者による独占禁止法違反の知的財産権行使の容疑がかかる行為の分析・認定の際には、当該行為でもたらす又はもたらし得る競争排除・制限の効果を分析しなければならない。事業者及び関連機関に対し、工商機関での執行の方法を明確にした当該規定は、法執行の運用性を高めるとともに、法執行の透明度の向上にも寄与し、事業者による自己評価の参考となり、事業者として技術の普及と伝達に寄与することになる。

(六) 知的財産権濫用による競争排除・制限行為の法的責任。

「規定」第十九条では、「独占禁止法」の規定に準拠して、事業者の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の法的責任を明確にした。